

～しっかり考え 楽しくチャレンジ～

# さあ始めよう！ 自分でお買い物 指導書&ワークシート



## 本教材のメリット

① Web で消費者教育ができる

② 使いやすい  
パワーポイント

③ 買い物を疑似体験させる授業ができる

④ 「主体的に判断する」授業ができる

## はじめに

東京都消費生活総合センターでは、学校でのインターネット環境が整備されたことを受けて、毎年 Web 版の教材を作成し、平成 25 年度には小学校高学年向けに本教材を作成しました。作成後、学校での ICT 環境の向上や食品表示法に関する法改正等が行われたことを踏まえ、平成 29 年度に改訂を行いました。

### 【主な改訂点】

- タブレット端末で利用可能 (HTML 版)
- 平成 27 年に施行した食品表示法で解説
- 新学習指導要領に対応した授業展開例に刷新

### 【本教材の目的】

スーパーでの買い物を Web 上で疑似体験することを通じて、商品の情報を見比べ整理しながら、自分なりの考えで一つの商品の購入を決定できるように工夫しています。

- ・用途を考え、比較して選ぶことの大切さが分かる。
- ・品質が良いものを選び、適正な価格で購入することができる。
- ・マークや食品表示の意味が分かり、適切に選択ができる。
- ・買い物を通して、社会や環境に影響を与えていることを理解する。

引き続き本教材をご活用いただき、小学校等での消費者教育の一助になれば幸いです。

平成 30 (2018) 年 3 月 東京都消費生活総合センター

公益財団法人 消費者教育支援センター 主催  
消費者教育教材資料表彰 2015 最優秀賞

## 目次

### 1 小学校における消費者教育

- 1. 消費者教育の推進に関する法律と学校における消費者教育 ..... 1
- 2. 小学校学習指導要領における消費者教育に関連する内容等 ..... 1

### 2 教材紹介

- 1. Web 版消費者教育読本の使い方 ..... 2
- 2. Web 版消費者教育読本及び指導者用資料 (パワーポイント) 解説のポイント ..... 4
- 3. 指導者用資料 (パワーポイント) キャベツ ベーコン補足画面 ..... 11

### 3 指導者のための押さえておきたい法律の知識

- 1. 食品表示に関する法律 ..... 14
- 2. 生鮮食品と加工食品の区分と義務表示 ..... 16
- 3. 押さえておきたい用語解説 ..... 18
- 4. 健康食品 ..... 21

### 4 授業展開例

- 1. 小学校における消費者教育の指導計画例 ..... 22
- 2. Web 版消費者教育読本を活用した授業展開例及びワークシート解答例 ..... 24

## 1. 消費者教育の推進に関する法律と学校における消費者教育

消費者教育の推進に関する法律は、消費者教育の基本理念を定め、国や地方が何をしていくべきかを明らかにするとともに、消費者教育を総合的かつ一体的に推進することで、国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的として、平成24年に制定・施行されました。同法の成立により、消費者教育の重要性が法律上明確にされ、幼児期から高齢期までの生涯にわたり、学校、家庭、地域、職域等のさまざまな場において、推進することが求められています。

学校教育においては、平成元年の学習指導要領改訂の際に消費者教育が本格的に導入されました。その後、平成10年、平成20年の改訂を経て、新学習指導要領（平成29年3月告示）において、家庭科では、次の通り消費者教育に関わる内容が記述されています。

### 小学校学習指導要領における消費者教育に関する主な内容

○小学校<文部科学省平成29年3月告示>

#### 第8節 家庭

#### 第2 各学年の目標及び内容〔第5学年及び第6学年〕

#### 2 内容

#### C 消費生活・環境

##### (1) 物や金銭の使い方と買物

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 買物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること。

(イ) 身近な物の選び方、買い方を理解し、購入するために必要な情報の収集・整理が適切にできること。

イ 購入に必要な情報を活用し、身近な物の選び方、買い方を考え、工夫すること。

##### (2) 環境に配慮した生活

ア 自分の生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解すること。

イ 環境に配慮した生活について物の使い方などを考え、工夫すること。

○小学校

<文部科学省平成20年3月告示>

#### 第8節 家庭

#### 第2 各学年の目標及び内容〔第5学年及び第6学年〕

#### 2 内容

#### D 身近な消費生活と環境

(1) 物や金銭の使い方と買物について、次の事項を指導する。

ア 物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること。

イ 身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること。

(2) 環境に配慮した生活の工夫について、次の事項を指導する。

ア 自分の生活と身近な環境とのかわりに気付き、物の使い方などを工夫できること。

## 2. 小学校学習指導要領における消費者教育に関連する内容等

学習指導要領には、各教科、領域にわたって、消費者教育に関わりが深い内容が位置付けられています。各教科等の目標や内容と消費者教育との関連を明確にし、年間計画を作成して相互の関連を図り、指導を進めることが重要です。

例えば、生活科では、「自立し、生活を豊かにしていくための資質・能力」を、また、総合的な学習の時間では、「よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力」を育成すると示されており、消費者教育が目指す子供の姿と重なります。

社会科では、地域の産業や消費生活の様子、飲料水・電気・ガスの供給事業等、農業や水産業等の食料生産、道徳の内容項目では、「節度、節制」や働くことに触れた「勤労、公共の精神」などが密接に関連しています。